

議案第 59 号

平成 27 年度川崎市公債管理特別会計予算

平成 27 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 219,661,787 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		2,166,277 ^{千円}
	1 財産運用収入	2,166,277
2 繰入金		172,191,509
	1 基金繰入金	32,313,686
	2 他会計繰入金	139,877,823
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		45,304,000
	1 借換債	45,304,000
歳入合計		219,661,787

歳出

款	項	金額
1 公債費		211,710,837 ^{千円}
	1 公債費	211,710,837
2 諸支出金		7,948,950
	1 繰出金	7,948,950
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		219,661,787

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 45,304,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。